

同行援護サービス 重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号平成18年9月29日）」第9条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1 同行援護サービスを提供する事業者について

名 称	社会福祉法人 柳井市社会福祉協議会
所 在 地	山口県柳井市南町三丁目9番地2号
電 話 番 号	0820-22-3870
代 表 者 氏 名	会長 杉森 定夫
設 立 年 月	平成17年2月21日

2 事業所の概要

事業所の種類	同行援護・平成23年10月1日指定
事業所の名称	社会福祉法人 柳井市社会福祉協議会
事業所の所在地	山口県柳井市南町三丁目9番地2号
電 話 番 号	0820-22-3870
管 理 者 氏 名	濱本 綾子（兼任）
開 設 年 月	平成23年10月1日
事業所が行なっている他の業務	指定訪問介護 平成17年2月21日指定

3 事業実施地域

柳井市全域

4 営業時間

営 業 日	月～金（土日・祝祭日12月29日～1月3日を除く）
営 業 時 間	月～金 午前8:30～午後17:15
サービス提供時間	24時間

5 職員の体制

職 種	常 勤	非常勤	計	備 考
管 理 者	1 名		1 名	サービス提供責任者と兼務
サービス提供責任者	2 名		2 名	
同行援護従業者	2 名	3 名	5 名	

6 提供するサービスの内容

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
同行援護計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた手順書を作成し、この手順書を元に同行援護計画を作成します。
同行援護 (身体介護伴う)	・移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）を行います。 ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護を行います。 ・排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
同行援護 (身体介護伴わない)	・移動及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）を行います。 ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護を行います。

(2) ヘルパーの禁止行為

ヘルパーはサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

- ①医行為
- ②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④利用者の同居家族に対するサービス
- ⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（長期にわたる外出など）
- ⑥身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑦その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為